

ネットワーク長野県史料協

松本市文書館の新築移転

松本市文書館館長 小松 芳郎

はじめに

松本市旧芝沢支所（和田地区）を活用して、平成10年10月に開館した松本市文書館は、建物の老朽化や狭あい化が進んでいること、また、平成23年4月から公文書管理法が施行され、地方自治体においては公文書の適正な保存・活用についての必要な施策の策定と実施の努力義務が明確化されたことを受け、松本市では、平成26年度の供用開始を目指して、松本市第2学校給食センター跡地に文書館を移転新築することとなりました。

平成25年7月着工（工期12か月）、26年6月竣工、8月開館予定です。

経過

平成23年8月9日、市議会総務委員協議会で、文書館の移転改築について協議、了承されました。同24年1月10日、市議会総務委員協議会で、市民等からなる文書館改築市民懇話会の設置について報告しました。2月～3月に文書館改築市民懇話会を開催しました。懇話会の委員は、文書館運営協議会委員6人と地元関係者等の10人の構成となりました。3月28日に市民懇話会が、市長に新文書館についての意見・提言書を提出しました。6月に補正予算に実施設計委託料を計上しました。プロポーザル（提案型）方式により設計業者を募集、審査委員会で審査の結果、8月29日に設計業者が決定しました。

市民懇話会の意見・提言

懇話会では、施設の位置付けとして「公文書を、将来にわたり、適正に保管・活用

ができる施設であること」、「市民が使いやすい施設であること」が要望されました。

具体的な意見・提言として、公文書・文書館の役割の市民への積極的な周知、ユニバーサルデザインの採用、市民が安心・安全に利用できる施設、来館者用スペースと収蔵スペースの明確な分離、学校教育・社会教育との連携した事業展開、「学都松本」にふさわしい施設としての史料等の収集・保管・活用などが出されました。

位置付け

耐震・耐火性に優れ、将来にわたって、市民の貴重な財産である歴史的公文書・史料等の収集等を行い、適正に保存できる施設とします。

歴史的公文書や史料を利用することができる閲覧スペースや講義室等の機能を充実させ、小中学生から高齢者まで、すべての市民がより利用しやすい、人と情報の交流拠点となる施設を目指します。



松本市文書館完成予想図

小布施町における公文書館開設について

小布施町文書館 原田 知佳

小布施町は、2013年4月1日に公文書管理条例を施行し、同月24日に小布施町文書館（以下、文書館と略記）を開設する予定です。現在は、町長部局職員・教育委員会職員など、計7名によるプロジェクトチームで準備を進めています。

1. 公文書管理条例

町では、情報公開条例や文書取扱規程に基づいて文書を管理していましたが、実際には各部局でばらつきがあり、保存期間満了文書の取扱いについてなど、いくつかの問題がありました。そこで、全庁統一的な管理ルールの策定が検討された結果、「公文書等は住民のものであり、特定歴史公文書等の利用請求権を保障する必要がある」との考えなどから、条例を定めることとなりました。条例は、公文書管理法の趣旨に照らし、おおむね同法の内容に準拠しています。また、同法で定めるレコードスケジュールを補完する仕組みとして、文書館への移管前に再度評価選別を行うことができる二段階評価選別規定を設けています。

2. 歴史公文書

小布施町では、これまで公文書の管理が統一されていなかったことから、開館までに目録を整備し、評価選別の上で文書館へ移管することは困難な状況にあります。また、小布施村や都住村で作成された旧役場文書が700点ほど保管されていますが、書庫の移動等により配置が乱れ、目録との突き合わせが必要な状況です。

そこで、小布施町と都住村が合併した1954年（昭和29）を区切りに担当を分け、旧役場文書をプロジェクトチームが、合併以降の文書については各部局で目録を整備することとなりました。前者については開館を目的に、それ以外の文書は2013年度以降、順次文書館へ移管する予定です。

3. 古文書

町に残る古文書は、①個人所蔵文書、②自治会所蔵文書、③寺社所蔵文書、④県史編さん時収集文書、⑤町史・『高井鴻山伝』編さん時収集文書、に大別されます。このうち、①個人所蔵文書については特に散逸のおそれがあるため、ここから着手することとなりました。

なお、この個人所蔵文書については、小布施史料調査会によって2001年から目録作成・撮影が進められており、現在は6家の調査が終了しています。文書館ではこの調査済みの史料から収集・保存を開始しており、以降、調査会と連携の上、未調査史料の確認・整理を進める予定です。

4. 普及活動

町には11もの美術館・博物館がありますが、文書館に対してはなじみがないため、その存在・機能についての説明・普及が課題となります。特に公文書については「役場職員が使う文書」という意識が強いため、まずは館に足を運んでもらえるよう、比較的関心の高い古文書・古写真から広報を開始しています。

また、3年前にリニューアル開館した図書館は、「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」を理念に、町内の文化財情報を収集し、デジタルアーカイブ化を積極的に行っています。文書館では同様な事業を新たに行うのではなく、既存施設と連携し、共に情報を発信していく予定です。

小布施町文書館

〒381-0297 長野県小布施町大字小布施1491-2

Tel : 026-214-9114 Fax : 026-247-3113

〈開館時間〉 9時～17時（閲覧申請は16時30分）

〈休館日〉 日曜日・月曜日・祝日、12月29日

～1月3日

第2回文献史料保存活用講習会 報告

松代文化施設等管理事務所 溝辺いずみ

現在私が所属する真田宝物館には、重要な歴史資料が多く所蔵されています。一昨年3月11日の東日本大震災以来、もし真田宝物館が被災し所蔵資料が被災してしまったとき、自分がどう動くことが最善なのか。大震災の影響による歴史資料被害を耳にするたびに考えさせられる課題でした。しかし、知識も経験もない私が、いざ被災史料を目前にして何ができるだろう。歴史資料の保存に携わる立場としてそう悩まされることが多くありました。そのような中、「被災資料の保存・実習、新しい公文書管理」をテーマとした今回の文献史料保存活用講習会へ参加できたことは大きな財産となりました。

「被災・水損史料応急処置の目的とは、被害の拡大を最小限にとどめる事」と話してくださったのは、長野県立歴史館の白沢勝彦氏でした。白沢氏は一昨年3月11日に起きた東日本大震災の後、大きな被害を受けた陸前高田市において被災資料の応急措置に実際に携われたそうです。今回は水損した簿冊資料と写真やネガの応急処置に加え、現場での作業の様子を事細かにご教示いただきました。

多くの被災資料を目前にしたときに大切なことは、資料全体の損害状況を把握し、どの資料を優先して処置をするか速やかな判断を下すということだそうです。では、その判断は何を基準とするのか。実習室に入りまず目に入ったものは、作業用デスクの上に置かれた水分を全体に含んだ雑誌でした。これは水損した簿冊資料を再現したもので、一つ一つの雑誌には事務用クリップがとめられていました。24時間前にクリップをとめた状態で水に浸したものであると説明を受け、クリップをはずすとすでに金具の部分が錆びて紙面に付着していました。古文書にとっても大敵である錆は、水没して24時間で

も発生してしまうという事実を目の当たりにしました。水損の場合、まず最優先すべきは被害を受けていない資料を水や錆のもととなる金属から遠ざけること、次にカビが最も発生しやすい一部分もしくは短時間水や泥に浸かった軽度水損資料の処置が重要であるということを経験させていただきました。また被災地では、今回応急処置で使用したキッチンペーパーや殺カビ用のエタノール、新聞紙でさえなかなか手に入らない状況であったと伺い、日頃からの応急処置用の材料や道具の蓄えまたは需給ルートの確保も大切ではないかと感じました。



通常の資料整理とは大きく違って、一つ一つの資料の処置により多くの時間を費やすことが重要ではなく、全体量と許容時間を念頭に、より多くの被災資料が後世へ残していけるよう処置していくことが重要であるということが強く印象に残りました。

今回学ばせていただいたことを常に念頭に置き、大震災が起きて所蔵資料が被災した際にも、動揺することなく的確な判断と速やかな行動を心がけ、より多くの資料の救出につなげていきたいと思っています。

長野県史料協 平成24年度行事記録

平成24年6月27日（水） 中野市立博物館

◇第1回理事会

◇総会

◇文献史料保存活用研修会

研修1 報告 公文書の移管と公開

長野県立歴史館 金澤大典

長野市公文書館 宮原秀世

松本市文書館 小松芳郎

研修2 視察 中野市立博物館

◇自由見学（仮称）山田家資料館



平成24年10月26日（金） 千曲市長野県立歴史館

◇文献史料保存活用講習会

実習・講演 長野県立歴史館 白沢勝彦氏

「被災・水損文書の応急処置—その材料と作業工程—」

講演 独立行政法人国立公文書館 下重直樹氏

「制度としての公文書管理とその展開—運用及び実務上の課題について—」

平成24年11月29日（木） 千曲市長野県立歴史館

◇第2回理事会

平成25年度長野県史料協行事予定（変更することがあります）

◇6月27日（木） 総会・第1回保存活用講習会

◇10月24日（木）・25日（金） 第2回保存活用講習会

事務局より

本号では来年度開館予定の小布施町文書館、再来年度開館予定の新しい松本市文書館の概要について寄稿していただきました。公文書管理法施行後、地方公共団体においても公文書等の保管・整理・公開について新しい動きがみられます。当会でもそうした情報を会員間で共有していきたいと思っておりますので、会員の皆様におかれましても情報をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

事務局：長野県立歴史館 文献史料課 〒387-0007 長野県千曲市屋代260-6

電話 026-274-3993 fax 026-274-3996 E-mail rekishikan-bunken@pref.nagano.lg.jp